

# 特定フリーランス事業の 労災保険特別加入制度への取り組み

2024年12月17日

連合フリーランス労災保険センター(連合)



# 【目次】

1. 団体概要および組織体制等
2. 設立の趣旨とその背景
3. フリーランス全般の支援のための活動(実績や今後の活動予定)
4. 加入・脱退、および労災給付請求等の各種支援
5. 安全衛生・災害防止教育の内容
6. 加入状況

# 1. 団体概要および組織体制等一概要

- 「連合フリーランス労災保険センター」は、労働組合のナショナルセンターである日本労働組合総連合会(連合)が設立した特別加入団体である。

## 団体概要

団体名 連合フリーランス労災保険センター

所在地 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

役員体制	理事長	清水 秀行(連合 事務局長)
	副理事長	北野 真一(連合 副事務局長)
	理事	村上 陽子(連合 副事務局長)
		河野 広宣(連合 総合組織局長)
		富高 裕子(連合 総合政策推進局長)
		湯本 健一(連合 総合総務財政局長)
		春田 雄一(連合 総合運動推進局長)
監事	永井 浩(教育文化協会 専務理事)	

設立日 2024年8月27日

## 【参考】設立母体

設立年月日 1989年(平成元年)11月21日  
 組織形態 労働組合ナショナルセンター  
 組織代表者 芳野友子(会長)  
                   清水秀行(事務局長)  
 加盟団体数 46産業別労働組合  
 組合員数 約699万1千人  
 本部所在地 〒101-0062東京都千代田区  
                   神田駿河台3丁目2-11連合会館  
 地方連合会 47都道府県に設置

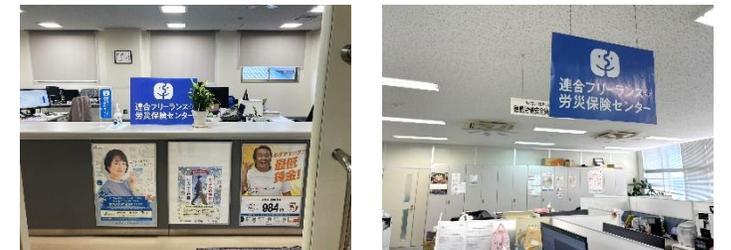
# 1. 団体概要および組織体制等—全国相談窓口

● 加入希望者の訪問可能な窓口は、全47都道府県所在の地方連合会に設置している。

地方連合会	郵便番号	住 所	TEL	FAX
北海道	〒060-0004	札幌市中央区北四条西12丁目 ほくろうビル6階	011-210-0050	011-272-2255
東北	青森	〒030-0802 青森市本町3-3-11 青森県労働福祉会館内	017-735-0551	017-735-0553
	岩手	〒020-0022 盛岡市大通1-1-16 岩手教育会館4階	019-625-5505	019-623-1105
	秋田	〒010-0001 秋田市中通6-7-36 フォーラムアキタ	018-833-0505	018-833-0506
	山形	〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内	023-625-0555	023-624-7661
	宮城	〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7 ハーネル仙台7階	022-263-9762	022-263-9763
関東	福島	〒960-8105 福島市仲間町4-8 ラコバふくしま4階	024-522-0500	024-522-0501
	群馬	〒379-2166 前橋市野中町361-2 群馬県労働福祉センター内	027-263-0555	027-261-0549
	栃木	〒320-0052 宇都宮市中戸祭町821 栃木県労働者福祉センター3階	028-650-5555	028-650-5566
	茨城	〒310-0022 水戸市梅香2-1-39 茨城県労働福祉会館	029-231-2020	029-227-8610
	埼玉	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル2階	048-834-2300	048-834-2301
	千葉	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6階	043-201-2022	043-201-2023
	東京	〒108-0023 港区芝浦3-2-22 田町交通ビル2階	03-5444-0510	03-5444-0303
	神奈川	〒231-0023 横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜4階	045-211-1133	045-201-8866
東海	山梨	〒400-0858 甲府市相生2-7-17 山梨県労働福祉センター内	055-228-0050	055-222-1189
	長野	〒380-8545 長野市県町532-3 長野県労働会館3階	026-234-1626	026-234-1349
	静岡	〒422-8067 静岡市駿河区南町11-22	054-283-0105	054-288-0105
	愛知	〒456-0002 名古屋市中区熱田区金山町1-14-18 ワークライフプラザれある4階	052-684-0005	052-684-0010
	岐阜	〒500-8163 岐阜市鶴舞町2-6-7 ワークプラザ岐阜2階	058-240-6605	058-240-6571
北陸	三重	〒514-0004 津市栄町1-891 三重県労働者福祉会館2階	059-224-6152	059-223-3633
	新潟	〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2 労福協会館内	025-281-7555	025-281-7556
	富山	〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま7階	076-431-2525	076-431-1188
	石川	〒920-0024 金沢市西念3-3-5 石川県労働者福祉文化会館6階	076-265-5505	076-263-3705
福井	〒918-8231 福井市問屋町1-35 ユニオンプラザ2階	0776-27-5556	0776-27-2472	

近畿	滋賀	〒520-0807 大津市松本2-10-6 連合福祉会館	077-523-0500	077-523-5600
	京都	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館8階	075-822-0050	075-822-0200
	奈良	〒630-8325 奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良	0742-25-0500	0742-27-0838
	和歌山	〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター4階	073-436-0501	073-436-5226
	大阪	〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-7 大阪赤十字会館5階	06-6949-1105	06-6944-0055
中国	兵庫	〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-30 (財)兵庫勤労福祉センター3階	078-361-0505	078-371-6005
	鳥取	〒680-0847 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館内	0857-26-6605	0857-26-6615
	島根	〒690-0007 松江市御手船場町557-7 島根県中央労働福祉センター内	0852-21-8105	0852-23-4105
	岡山	〒700-0086 岡山市北区津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館2階	086-214-0077	086-214-0091
	広島	〒732-0825 広島市南区金屋町1-17 広島労働会館5階	082-262-8755	082-262-8711
四国	山口	〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階	083-932-1123	083-932-1131
	香川	〒760-0017 高松市番町3-5-15 四国労金番町ビル4階	087-835-0815	087-835-0607
	徳島	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館内	088-655-4105	088-655-4113
	高知	〒780-0870 高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内	088-824-5111	088-824-3002
	愛媛	〒790-0066 松山市宮田町132 愛媛県労働会館4階	089-941-0500	089-947-8010
九州	福岡	〒812-0025 福岡市博多区店屋町6-5 小松ビル2階	092-283-5529	092-283-5611
	佐賀	〒840-0804 佐賀市神野東4-7-3 労働会館2階	0952-33-3705	0952-33-2805
	長崎	〒850-0031 長崎市桜町9-6 長崎県労働福祉会館1階	095-826-8905	095-826-8950
	熊本	〒862-0976 熊本市中央区九品寺1-17-9 熊本県労働者福祉会館2階	096-375-3811	096-375-3017
	大分	〒870-0035 大分市中央町4-2-5 ソレイユ6階	097-535-2255	097-536-5780
	宮崎	〒880-0802 宮崎市別府町3-9 宮崎県労働福祉会館4階	0985-26-4649	0985-26-4923
	鹿児島	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5-7 鹿児島県労働者福祉会館6階	099-250-5757	099-250-5570
沖縄	〒900-0036 那覇市西3-8-14 連合会館	098-866-8905	098-866-8955	

地方連合会窓口



## 2. 団体設立の趣旨とその背景－基本認識

● 連合は、「曖昧な雇用」で働く者のセーフティネットの脆弱性に問題意識を持ち、運動を進めてきた。

- ✓ 「曖昧な雇用」で働く者が急増 就業形態の多様化、IT化の進展、プラットフォームエコノミーの台頭
- ✓ 従来の労働関係法令では、保護対象とならない事例が増加
- ✓ コロナ禍で「曖昧な雇用」の脆弱性が顕在化 イベントの自粛等や仕事がキャンセルになることで、大幅な収入減が発生

労働法制で  
「まもる」

○労働者概念の拡張も含めた法的保護の実現  
・労働関係法令の適用、「労働者」の見直し・拡充、個別法整備

新たな仕組みで  
「つなぐ」

○緩やかにつながるWebサイト「Wor-Q」と「連合ネットワーク会員」を新設  
・連合の強み（相談データベース等）を最大活用するWebサイト  
・連合ネットワーク会員だけが利用できるメニューの展開

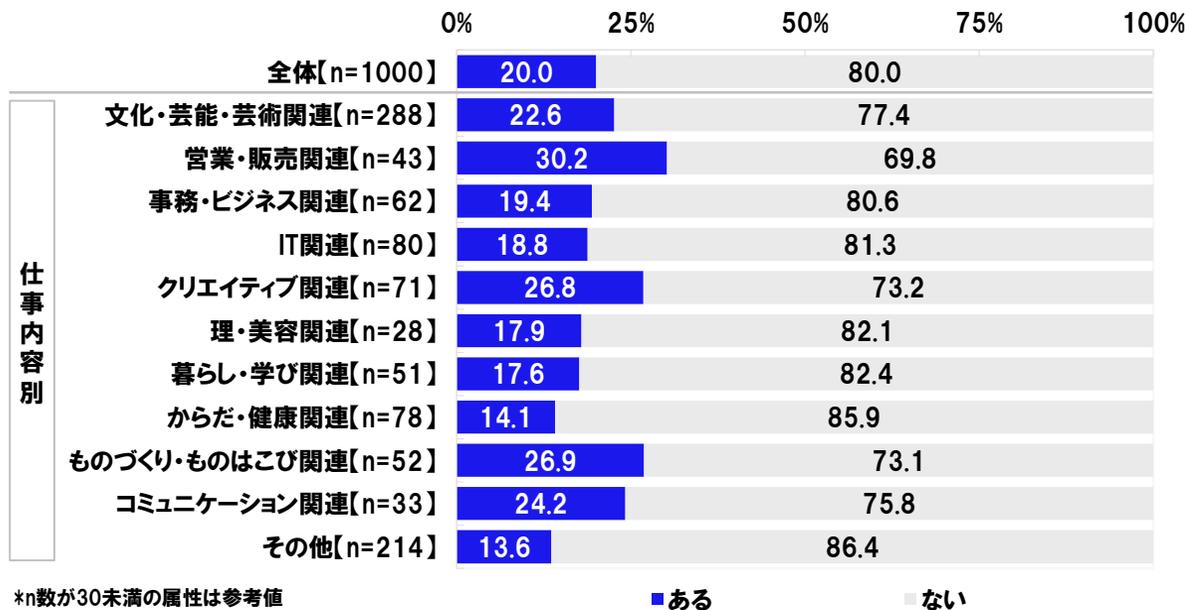
新たな仲間と  
「創り出す」

○集団的な労使関係に基づく組織化に向けた関係構築  
・新たな仲間と共に、社会に広がりある新たな運動を創り出す  
・法的保護とネット上のつながりの深化を土台とした組織化を模索

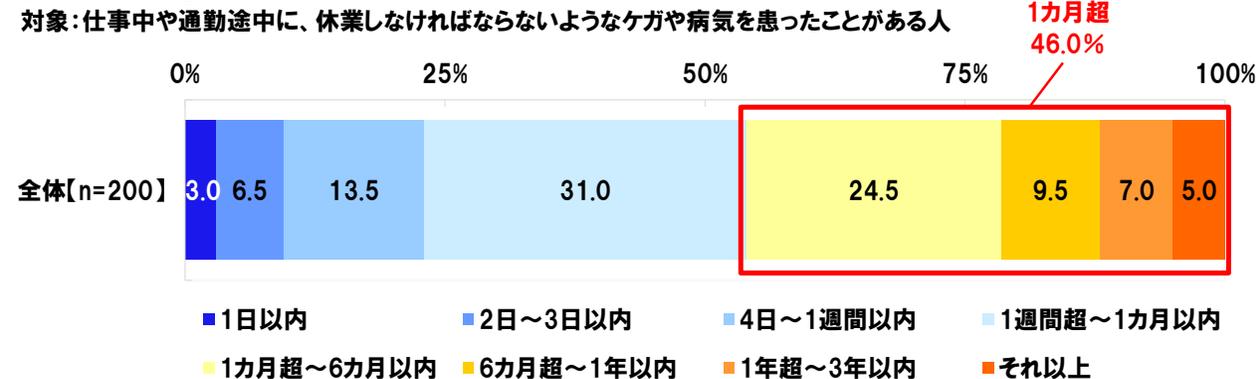
## 2. 団体設立の趣旨とその背景－災害補償ニーズ

- 連合調査でも、フリーランスの災害補償ニーズが明らかとなっている。
  - ✓ フリーランスで働く方のうち5人に1人が**「1カ月超」休業期間が必要**と回答。
  - ✓ ケガや病気を患ったことがある人の**46.0%**が**「1カ月超」休業期間が必要**と回答。

仕事や通勤途中で、休業しなければならないようなケガや病気を患ったことはあるか [単一回答形式]



仕事や通勤途中で、休業しなければならないようなケガや病気を患った際、どれくらいの期間働けなくなったか [単一回答形式]



出所: 連合「フリーランスとして働く人の意識・実態調査2024」(2024年6月実施)

## 2. 団体設立の趣旨とその背景－団体設立

- 連合がすべての働く仲間の「必ずそばにいる存在」として社会的役割を発揮する観点から、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、8月27日に「連合フリーランス労災保険センター」を設立した。

### 設立趣意書

連合は、フリーランスとして働く方が安心して働くことができる環境の整備のため、労働関係法令の適用や労働者概念の見直し、個別法の整備など、法的保護の強化に取り組んでいます。多様な雇用・就労形態で働く人たちが緩やかにつながるWebサイト「Wor-Q」と「連合ネットワーク会員」を創設し、フリーランスとして働く就業者を「まもる・つなぐ・創り出す」ための取り組みを展開してきました。

フリーランスを取り巻く脆弱なセーフティネットの改善を求める声を背景に、安心して働くことのできる環境整備に向け、2024年11月からフリーランス法が施行されます。それに合わせて、これまで建設業の一人親方などの一部の業種・職種に限られていた労災保険の特別加入制度について、フリーランス法に規定された特定受託事業者も新たな枠組みの特別加入団体を通じて加入が可能となりました。

今般の枠組みは、現行制度において労災保険が適用されない、フリーランスとして働く就業者のセーフティネットの拡充につながるものです。連合がすべての働く仲間の「必ずそばにいる存在」として、社会的な役割を発揮する観点から、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、特別加入団体・連合フリーランス労災保険センターを設立します。

連合フリーランス労災保険センターは、フリーランスで働く人たちのセーフティネット機能の拡大・充実をめざし、労災保険の特別加入制度を広く認知していただくための活動と加入促進に向けた活動を展開します。あわせて、フリーランスで働く人たちの安全・衛生に関する意識の向上を図るための施策を実施することで、より安心して働ける環境を整えていきます。

すべての働く仲間の安心・安全をめざした活動を行っていきます。

2024年8月27日

連合フリーランス労災保険センター

### 3. フリーランス全般の支援－活動状況

- フリーランスとして働く方のためのウェブサイト「Wor-Q(ワーク)」の開設、フリーランスとして働く方だけが加入できる会員制度「**連合ネットワーク会(員)**」の設立などを行ってきた。

【Wor-Q(ワーク)】(<https://jtuc-network-support.com/>)



#### 【連合ネットワーク会員】

- 連合ネットワーク会員(2024年12月1日時点:1,153人)は、労働相談事例データベースや用語集、労働相談 Q&Aの閲覧、日本労働弁護団を通じた弁護士へ相談、オンラインコミュニティへの参加が可能。会員を対象に、Wor-Qライフサポートクラブへの加入(年会費3,000円)によりフリーランスの方が団体扱いで加入できる共済を提供

ライター	83	プログラマー	18	習い事講師	11
デザイナー	50	営業	17	ベビーシッター・保育	11
運送	39	販売	16	経営コンサルタント	10
通訳・翻訳	36	接客	15	スポーツトレーナー・インストラクター	9
士業	35	映像ディレクター	15	その他エンターテイナー	8
編集	34	建築・建設	14	人事スペシャリスト	8
イラストレーター	34	フォトグラファー	13	リサーチ・分析	8
各種事務サポート	32	製造・工作	12	ダンサー	8
システムエンジニア	27	音楽家	12	舞台・ライブ運営スペシャリスト	8
WEBデザイナー	26	広報・マーケティング	11	俳優	7
教育	25	ITコンサルタント	11	設計・製図	7

### 3. フリーランス全般の支援－活動実績

- 直近の活動状況は以下の通り。

2020/10	Wor-Qサイトオープン、連合ネットワーク会設立
2021/10	フリーランスを支える取り組みを専門に行う「Wor-Qサポートセンター」開設。Wor-Q共済開始。
2022/4	フリーランスの直面する実態や抱えている課題を解決する場として「フリーランス月間」を開催。フリーランスの「契約問題」にスポットをあて、フリーランス当事者と共に、安心して働ける環境に向けた具体策を検討。あわせて、診療内科の先生による講義や弁護士による労働相談も実施。
2022/10	Wor-Qサイトやフリーランス月間の取り組みを通じて寄せられたフリーランスの課題等の解決に向け、多方面の様々な立場から意見を聴く場としてWor-Qアドバイザリーボードを設置。
2023/5	「フリーランスサミット2023」開催(5.19～5.22)。フリーランスを取り巻く実態を可視化、世の中に課題解決の重要性を訴えた。全25セッション、登壇者のべ70名、参加者600名。
2023/6～9	「フリーランスサミット2023(地域版)」を全国8ブロックで開催。フリーランス新法やインボイス制度等の講義、フリーランスのゲストとともに、働く現場で起こっていることをシェアをする場とした。
2024/4	Wor-Qアドバイザリーボード2024の設置。フリーランスの具体的な指標として、「本来あるべき未来」を提示すべく、モデル業種を選定し、シミュレーションを検討した。
2024/11	「フリーランスサミット2024」開催(11.30)。3ディスカッションおよび交流企画(3ブース)、参加者253名

### 3. フリーランス全般の支援－今後の活動

- 引き続き「Wor-Q」や連合ネットワーク会員へのサポートを中心に、フリーランス支援の取り組みを進めていく。
- ✓ 曖昧な雇用やフリーランスとして働く方のためのウェブサイト「Wor-Q(ワーク)」のコンテンツとフリーランス向けの「連合ネットワーク会員」へのサポートの充実
  - 労働相談事例のデータベースや用語集、労働相談 Q&Aの閲覧、日本労働弁護団を通じた弁護士への労働相談、Wor-Q共済への加入促進。
- ✓ フリーランスの働き方など、実態把握のための調査の実施
- ✓ フリーランスの実態や課題の可視化と課題解決に向けた取り組み
  - アドバイザリーレポートやフリーランスサミットの開催等を通じて、課題の抽出、提言策定につなげていく活動を検討する。



フリーランスサミットの様子(2024)

## 4. 特別加入・脱退・労災給付請求等の各種支援

- 本部・全国47の相談窓口が連携し、特別加入の申込、異動、保険給付請求時の支援などをきめ細かく実施する。

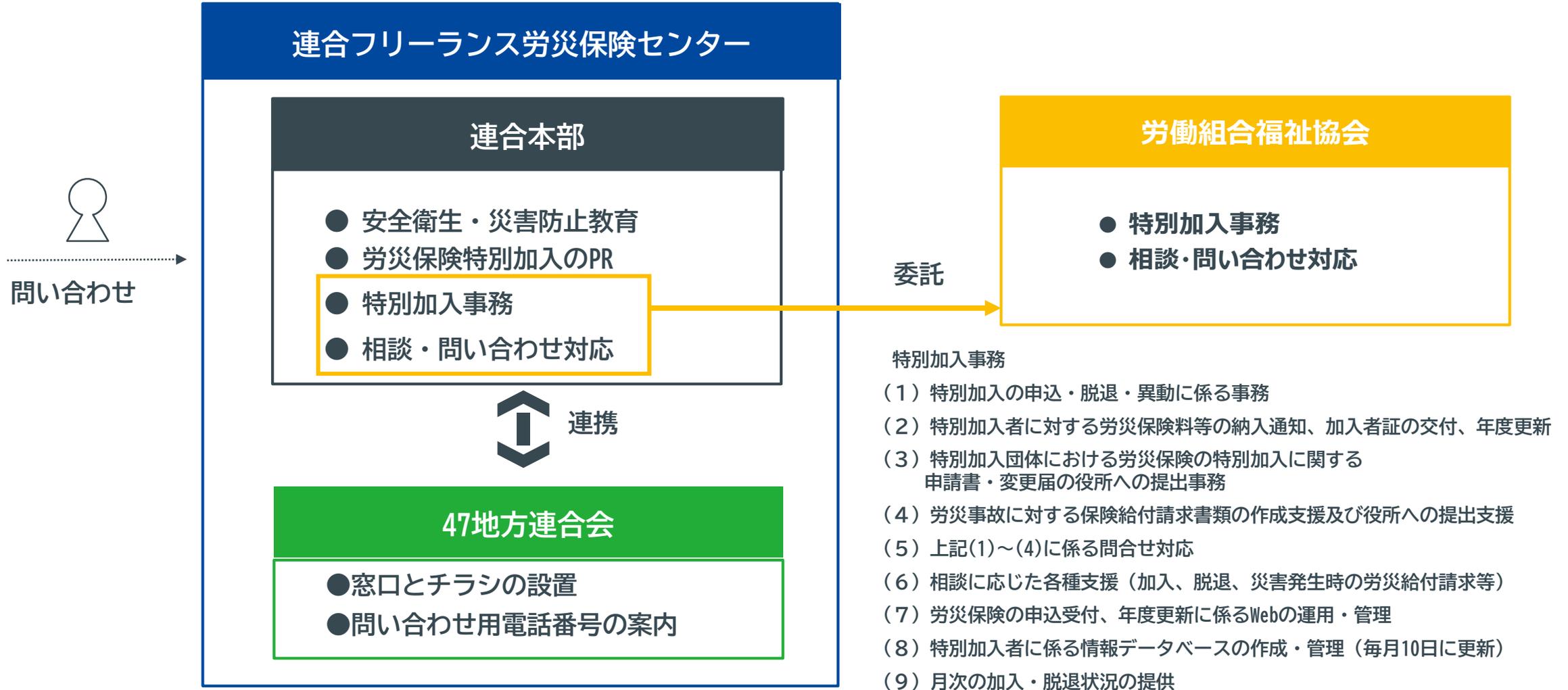
### (1) 特別加入の申込・脱退・異動に係る相談対応

- ・労災保険特別加入制度の情報提供
- ・特定フリーランス事業の対象となるか他の業種・作業の対象となるかの相談等
- ・対象外の場合における既存の団体への誘導や異動の案内
- ・加入時健診が必要な場合の相談対応

### (2) 労災保険料等の納入通知、加入者証の交付

### (3) 労災事故に対する保険給付請求書類の作成および労基署への提出支援

## 4. 特別加入・脱退・労災給付請求等の各種支援



## 5. 安全衛生・災害防止教育の内容一概要

- 政府の「第14次労働災害防止計画(2023年4月～2027年3月)を踏まえ、フリーランスで働く人たちに対しても、法令順守を徹底し、自身も職場の安全・健康の確保に取り組み、労働災害をなくしていくことが重要。
- そのために、連合フリーランス労災保険センターでは、フリーランスの方々が、当団体が企画・実施する労働安全衛生活動に主体的に参加していただけるよう、研修会等を実施していく。

### 1 災害防止等に関する研修や勉強会の実施

- ・オンラインを活用し開催

### 2 安全衛生・災害防止措置に関する情報発信

- ・団体のサイトや連合Wor-Qサイトへのセミナー情報や法改正等の発信
- ・団体サイトや連合Wor-Qサイトのメールマガジン・SNSによる情報発信や資料の提供

## 5. 安全衛生・災害防止教育の内容－具体的計画

<p>毎年6月～7月 (加入者全員対象)</p>	<p>「災害防止等に関する研修」 就業にあたって必要な安全衛生に関する基本的な知識などを周知し実践してもらうために実施する。 &lt;内容&gt; (1)業務に起因して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (2)整理、整頓及び清潔の保持 (3)事故時等における応急措置及び退避など</p>
<p>毎年6月～7月 (業種別・作業別)</p>	<p>「業務別の災害防止研修」 危険有害業務など、特別の安全教育等が必要な業務に就く者に対して実施する。</p>
<p>加入時のフォローアップ</p>	<p>労災保険特別加入団体用テキストを配布するとともに、質問を受け付ける体制を整え、実施する。</p>
<p>通年</p>	<p>安全衛生に関するメールマガジンの発行や動画配信。</p>

(※)加入状況を踏まえ、業種や作業ごとに選択して受講可能な教育メニューの整備を検討する。

## 6. 加入状況

- 2024年11月1日から加入申込を開始したフリーランスのための安心労災保険“フリホケ”の加入状況は以下のとおり。

加入者数

**331人(2024年12月4日現在)**

加入者属性

(1) 性別: 男性 251人、女性 78人、その他 2人

(2) 年代: 10代 1人、20代 18人、30代 39人、40代 83人、50代 102人、60代 69人、70代 19人

(3) 上位業種・職種: 技術者(開発・設計、土木・建設・建築を除く) 42人

土木・建設・建築に付随する業務 37人

社労士 25人

著述・記者・編集・出版 19人

管理人 17人

(4) 地域

北海道	13人	埼玉県	24人	新潟県	3人	鳥取県	0人	佐賀県	2人
青森県	1人	千葉県	19人	富山県	3人	島根県	2人	長崎県	6人
岩手県	7人	東京都	63人	石川県	1人	岡山県	1人	熊本県	2人
秋田県	1人	神奈川県	26人	福井県	1人	広島県	9人	大分県	3人
山形県	0人	山梨県	5人	滋賀県	3人	山口県	4人	宮崎県	1人
宮城県	6人	長野県	6人	京都府	2人	香川県	2人	鹿児島県	0人
福島県	0人	静岡県	12人	奈良県	2人	徳島県	1人	沖縄県	3人
群馬県	3人	愛知県	24人	和歌山県	2人	高知県	1人	合計	331人
栃木県	3人	岐阜県	6人	大阪府	16人	愛媛県	2人		
茨城県	4人	三重県	5人	兵庫県	16人	福岡県	15人		

## 【参考】労災保険事務処理の委託先

### 労働組合福祉協会

○設立:昭和49年3月1日(同月労働大臣より認可取得)

○業態

<労働保険事務組合>

<労働保険未手続事業一掃推進員>(厚生労働省から労働保険の手続勧奨活動を委託)

○在籍者保有資格

社会保険労務士 / 中小企業診断士 / 第一種衛生管理者 / ストレスチェック実施者

○事務委託

労働組合の労務管理全般および組合活動中の補償体制をサポートし、社会保障・福祉のベストソリューションを提供している政府認可の団体。産別・主要組織ならびに約500の単組と取り引きしている。

また、現在5つの労災保険特別加入団体の運営支援を行っている。

ホームページ:<https://roufukushi.org/>



はたらくのそばで、  
ともに歩む



 連合

